

「のれん」の償却に関する会計処理について

修正後

【論点4-2】 「取得」における会計上の個別論点 (差額以外)

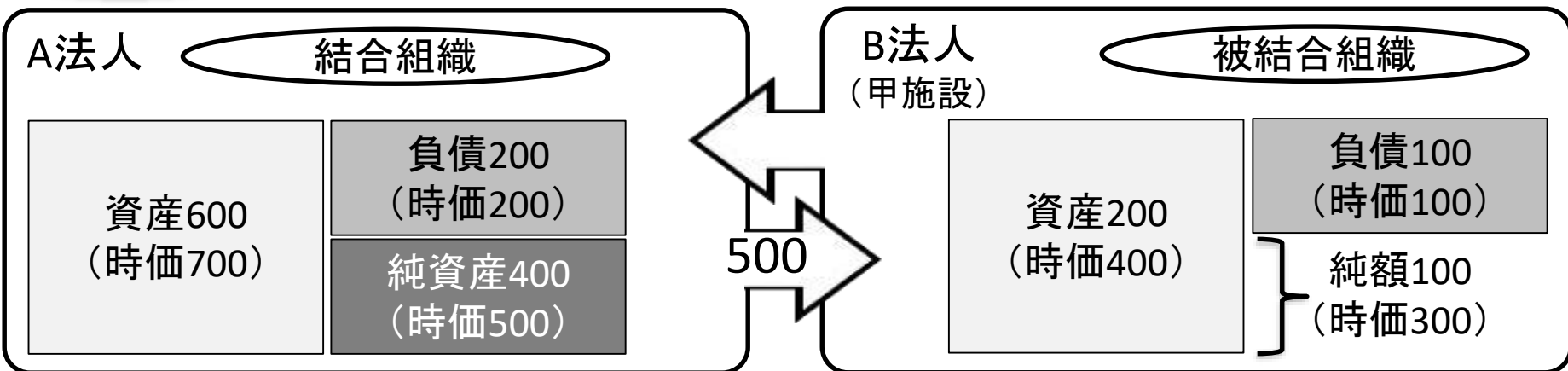
「取得」において、無償の譲受では国庫補助金の精算がない場合がある。国庫補助金等特別積立金の引継ぎは、次のように取り扱ってはどうか。

想定される論点	具体例	会計処理の案	検討のポイント
国庫補助金等特別積立金の引継ぎ	被結合組織から無償で譲受けた事業の資産の中に、施設整備の補助金が含まれる場合	被結合組織の帳簿価額で引継ぐ	精算義務を引き継ぐ実態と整合的であり、実務上、会計処理が明確である。

【論点4-3】 「取得」時に支払い超過差額が生じる場合の会計処理イメージ図

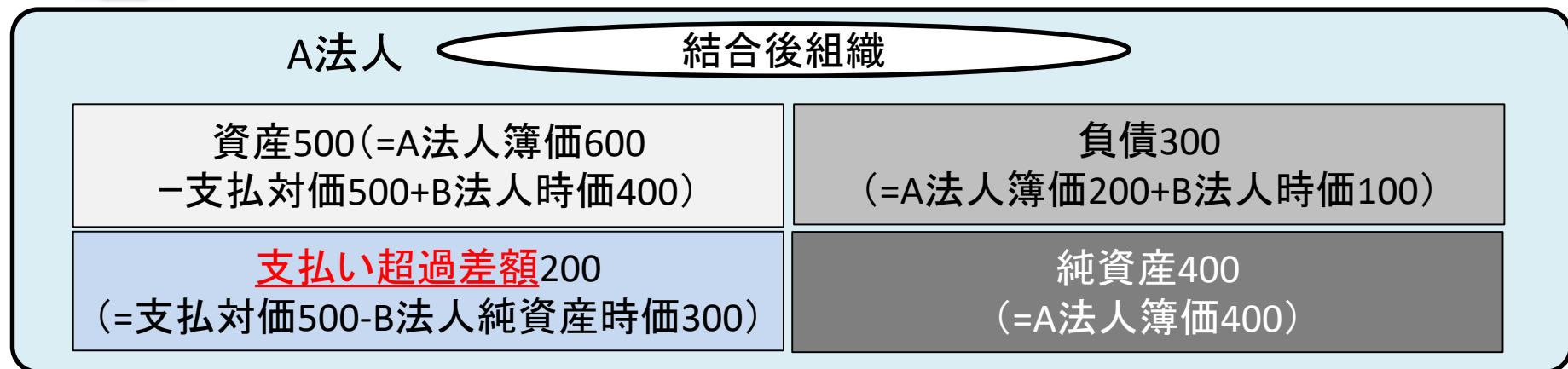
結合組織であるA法人が、支払対価として500を支払い、
B法人の一部の組織（時価300）と結合した。

Before



After

結合



「取得」において、譲受事業の時価ベースの純額と支払対価には、事業そのものの価値が考慮されていないため差額が生じる。純額を超えた差額は、原則として無形資産としてはどうか。

想定される論点	会計処理の案	検討のポイント
譲受事業の時価ベースの純額を支払対価が超える場合の差額	① 原則として無形資産とする	差額を将来の事業の採算性として説明できる範囲に限り資産計上し、 <u>将来の収益と対応させる。</u> <u>同じ社会福祉事業を実施している営利法人と同じ会計処理になり、イコールフットイングの観点と整合的である。</u> 説明のためにしっかりした事業計画等の策定が必要となり、不適切な取引を防止できるのではないか。
	② 資産の取得原価に含める	資産を購入した場合と同じ結果になり、会計処理がわかりやすいが、固定資産がない事業譲受け(利用者、従業員、ノウハウ等)の場合の対応を検討する必要がある。
	③ 発生時の費用とする	会計処理が簡便だが、 <u>将来の収益の獲得又費用の削減に貢献しない支出、法人外への資金流出、など問題のある取引のような外観になるのではないか。</u>

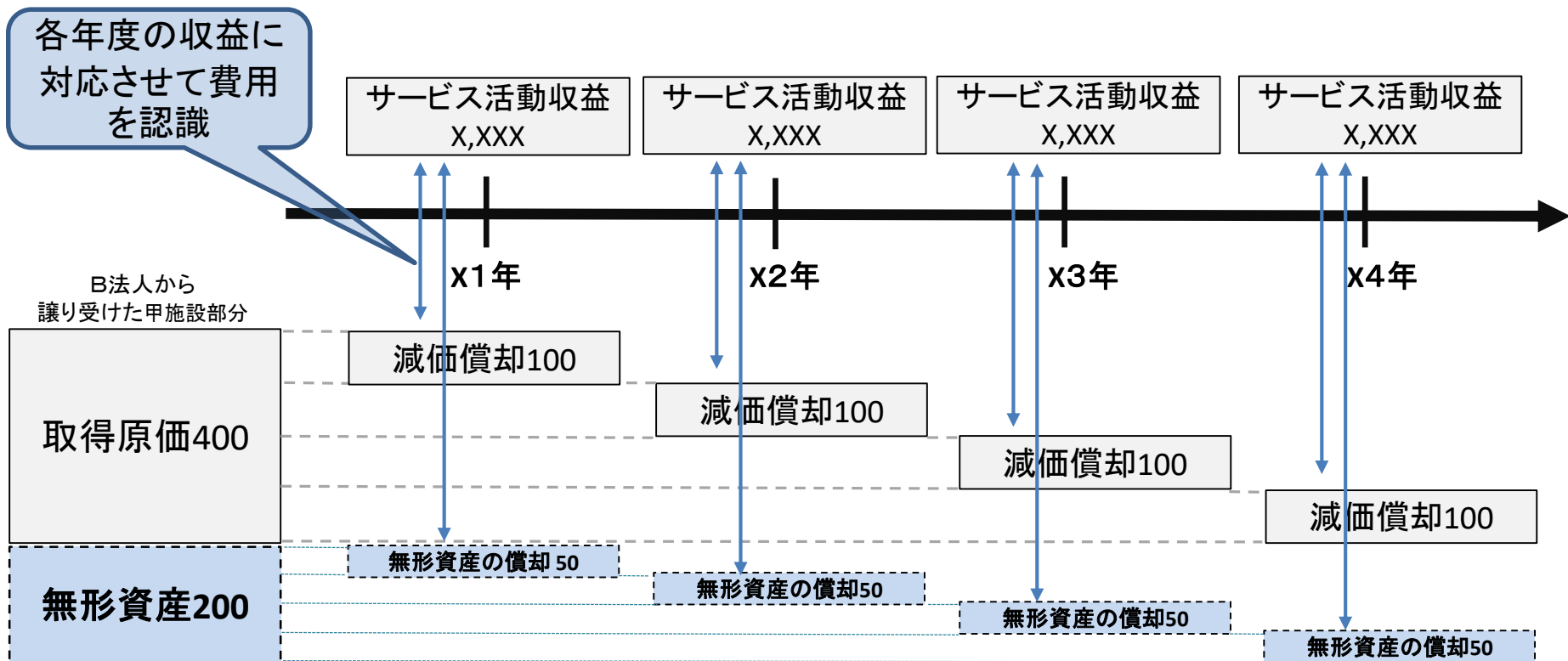
【論点4-3】「取得」時の支払い超過差額を無形資産とする場合の会計処理

支払い超過差額を無形資産として取り扱う場合、科目の名称や会計処理を次のように取り扱ってはどうか。

想定される論点	会計処理の案	検討のポイント
無形資産の名称	「のれん」とする	営利法人における「超過収益力」との説明は、非営利法人には合わないという意見もある。 一方で、「のれん」は一般的な表現であり、IPSASにおいても「のれん」が採用されている。従って、非営利法人に合った説明や定義をすれば良いのではないか。
無形資産の費用処理方法	20年以内の効果が及ぶ期間にわたり規則的に償却する	自己創設のれんの実質的な資産計上を防ぐため、規則的な償却を行う方法には一定の合理性があるのではないか。 期間については、限度を設けるべきではないか。 対価の算定の基礎とした投資の合理的な回収期間を参考にすることも可能と考えられる。
無形資産の減損処理	減損不要	有形固定資産の減損処理に合わせて考えると、無形資産には時価がないことから、減損不要としてはどうか。 ただし、事業の廃止等、事業の継続の前提が崩れた場合には、全額費用計上する。

【論点4-3】支払い超過差額を無形資産とする場合の会計処理のイメージ

差額は将来キャッシュ・フローに裏付けされているから、
将来の収益と対応させるため、一旦資産に計上して償却してはどうか。



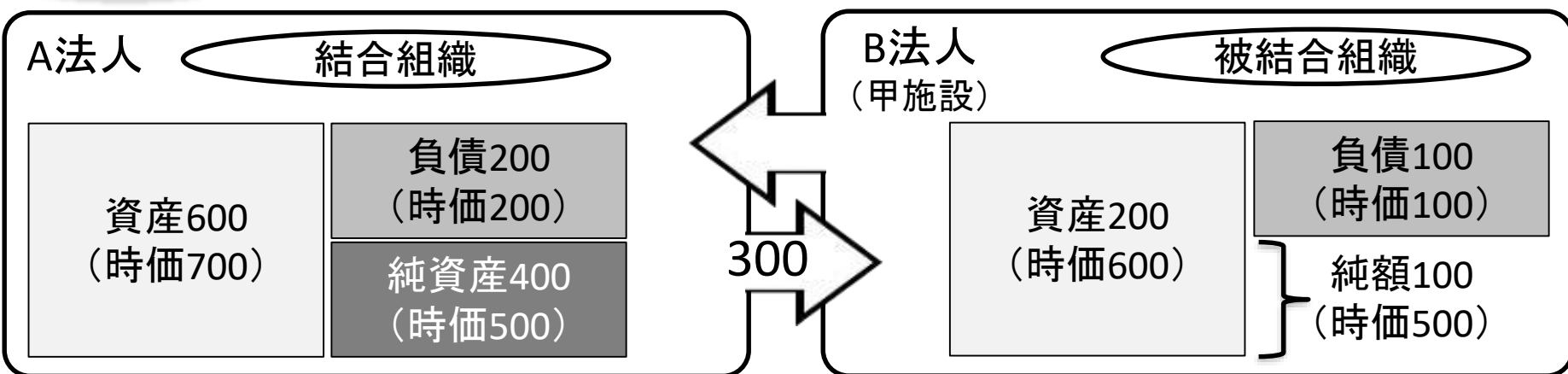
前提となる事項

- ・ 無形資産は全額回収可能とする
- ・ 耐用年数を4年とする

【論点4-4】「取得」時に支払いが下回る差額が生じる場合の会計処理イメージ図

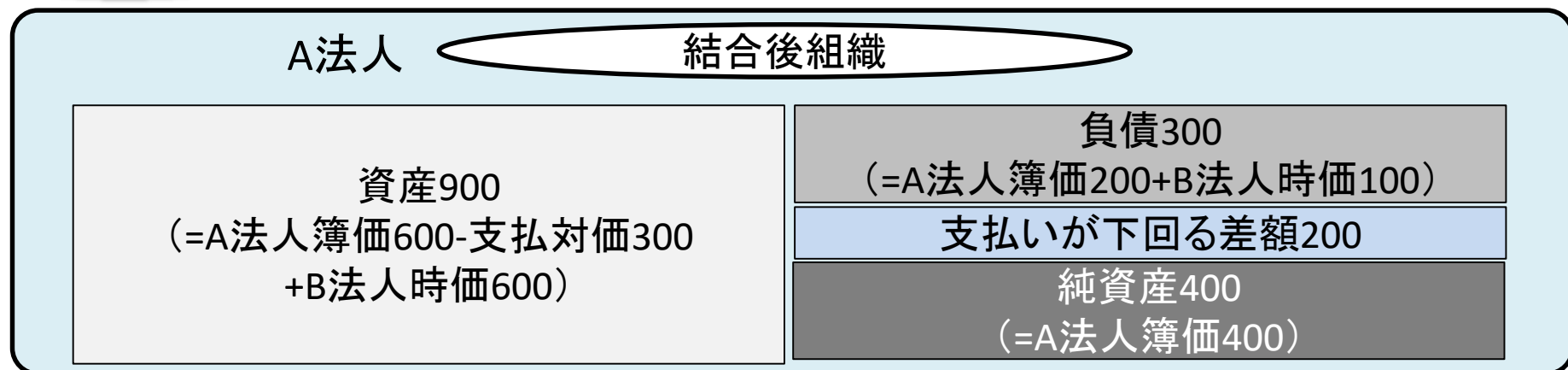
結合組織であるA法人が、支払対価として300を支払い、B法人の一部の組織（時価500）と結合した。

Before



結合

After



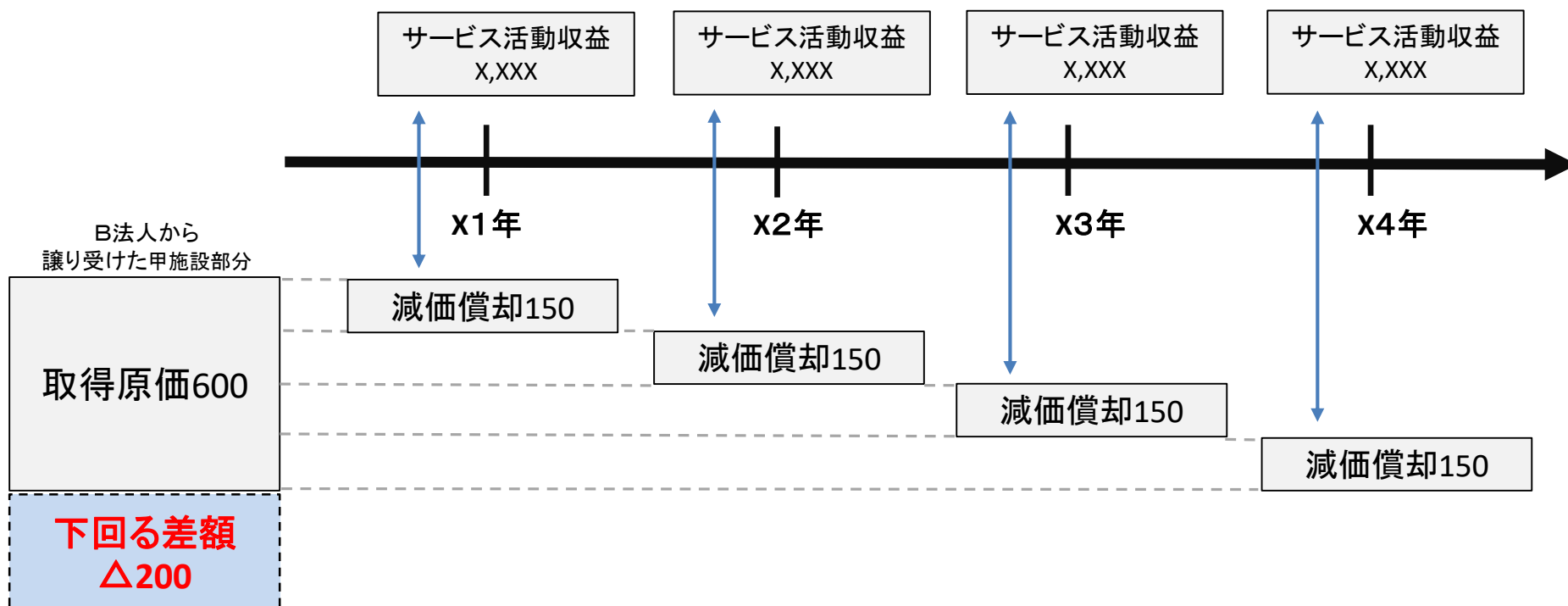
【論点4-4】「取得」時の支払いが下回る差額の会計処理

「取得」において、譲受事業の時価ベースの純額と支払対価には、事業そのものの価値が考慮されていないため差額が生じる。
支払いが純額を下回る差額は、負債の定義に合わないため、発生時の収益としてはどうか。

想定される論点	会計処理の案	検討のポイント
譲受事業の時価ベースの純額を支払対価が下回る場合の差額	① <u>発生時の収益とする</u> ② 資産の取得原価に含める	<p>時価ベースの純額と支払対価の差額が、将来の事業の採算性や将来のリスクを加味した低廉の譲受けの結果であると捉えられるのではないか。その場合、収益と対応させることも考えられるが、<u>負債の定義に合わないため、負債計上はしない。</u></p> <p>資産を<u>値引き</u>で購入した場合と同じ結果のため会計処理がわかりやすいが、無償の譲受けの場合には資産を寄附された場合と違う結果になる。</p>

【論点4-4】支払いが下回る差額を収益計上する場合の会計処理のイメージ

支払いが下回る差額は負債の定義※にあてはまらないため、支払い超過差額とは違い、発生時に全額収益を認識してはどうか。



前提となる事項

- ・ 耐用年数を4年とする

※ 負債の計上額は、債務額又は将来費用の合理的な見積額のうち当期までに発生している額(引当金の場合)となっている